

告 示

埼玉県告示第五百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

富士見都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、富士見市まちづくり推進部まちづくり推進課、ふじみ野市都市政策部都市計画課、三芳町都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年四月十二日から平成二十八年四月二十六日まで